

議案第15号

新居浜市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月28日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市下水道条例の一部を改正する条例

新居浜市下水道条例（昭和54年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項の表中「950円」を「1,100円」に、「130円」を「140円」に、「175円」を「185円」に、「200円」を「210円」に、「215円」を「220円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第17条第2項の表の規定は、この条例の施行の日前から継続して使用している公共下水道の使用料のうち、令和4年10月分以後のものとして徴収する公共下水道の使用料について適用し、同月分前のものとして徴収する公共下水道の使用料については、なお従前の例による。

提案理由

公共下水道の使用料について、一般汚水に係る基本料金及び超過料金の額を改定する

ため、本案を提出する。